

行されてゐるかにして審査を行つました。

当年度も限られた財源で、首長を中心に各職員が力を結集して市民福祉の増進と行政のサービスの向上に創意と工夫をこらし鋭意努力されたことが、その説明の中で伺ひ知ることができました。細かい点について見ますと、予算編成における見積もり、事務執行上の処理の問題など、若干の是正すべき点もありましたが、著しく適正を欠くというほどのことはなかったので、その都度、指摘しておきました。

まず、予算と決算の関係では、意見書第一表、五ページにあります。第一表のとおり、一般会計における歳入の収入率は九七・一％、歳出の執行率は九五・九％と、前年度よりも歳入で三・五％、歳出で四・二％と上回っています。

次に、実質収支額は、一億三千七百五十四万三千円であり、単年度収支額では六千六千四百の赤字であります。これを、さらに自治省が財政分析に用いる普通会計方式で見ると、四百三

十九万六千円の赤字を生じております。これは、黒字の要素と見られる基金への積み立て、または仮称市立第八小学校用地の取得などが作用していると見られるので、財政的には、余り問題にはならないと思つます。

続いて、普通会計方式による意見書第四表一〇ページにあります。――経常収支の状況では、経常収支比率が七五・二％を示し、これは過去五年間の平均比率七七・九％よりも低くなつております。一般的に財政構造を判断する場合、この指標が使われていますが、都市にあつては七五％が妥当とされていますので、当市の場合、適切な運営であつたものと思われまふ。

また、任意に削減することのない義務的経費の過去五年間の平均比率は五・九％で、一七％低くなつておりますが、そのうち人件費は三三・四％と四・二％も低くなつており、これも前述と同様、適切な財政運営下にあると思ひます。

しかし、扶助費と公債費に、わづかではあります。上昇の兆しが

あらわれ、平均比率から二・四％、前年度よりもの・四％上かっています。これは福祉政策の拡充、市民生活に直結する投資であるので、必ずしも不適切とは言えませんが、ただいま申し述べました義務的経費は、一たび増大すると、財政事情の急激な変動期に直面した場合、容易に節減することが困難でありますので、財政規模を把握し、増高しないように留意する必要があると思います。

以上、当年度の福生市の財政状況は、ほぼ収支の均衡が保たれているものと認められますが、なお一層の努力を期待いたします。さて、御承知のように、国の財政は莫大な赤字を抱え、行政改革を断行して直しを図ろうとし、地方に対しても国と関連のある施策にその合理化、適正化をおめています。当市のように財源依存率の高い財政構造では、行政改革によって国の支出金に変動を来しますと、税率の伸び率と相まって、その受ける影響は非常に大きなものになるかと思っております。

このように、今後の市財政は暗い状況の中にあっても、人口構成の老齡化、価値観の多様化、あるいは都市化の進行などから、新たな問題も台頭し、行政はますます複雑化を増してきます。これらの諸問題に対応するには、まず財政の確保を図ることが、収入増が期待されない以上、入るを因て出るを制する」ということからして受益者負担の適正化等、財源の確保に努め、行政全般にわたる見直しと各種事業施策の選択を行い、経費の節減、合理化を図り、新たな問題については、財源の重点的、効率的な配分に徹し、節度ある財政運営を図っていく必要があると思っております。特に、先ほど述べました經常経費のうち、義務的経費の増高には留意し、市民生活に直結した社会資本の整備には、事業の適切な選択を行い、積極的に実施するように努めなくてはならないと思っております。

以上、決算審査の結果報告に当たり感じたことを申し上げますが、行政指針の一助にもなればと一言申し上げ、補足的意見

見といたします。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

、れより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑は終わりました。

○八番（山崎繁三郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十三号については、委員二十名をもつて構成する昭和五十六年度福生市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま山崎繁三郎君から、本案は委員二十二名をもつて構成する昭和五十六年度福生市一般会計決算審査特別委員会

を設置し、これに付託し審査されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること、に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第

八十三号については、二十二名の委員をもつて構成する昭和五十六年度福生市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました昭和五十六年度福生市一般会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第五条第一項の規定により、

石川慶一郎君	仲村清信君	加藤謹之助君	高水惣八君
東浦春浪君	村尾栄治君	森田治男君	山崎繁三郎君
小野沢久君	遠藤洋一君	原敏子君	松山清君
小堺仁七君	村野武男君	鈴木藤次郎君	田村一郎君

東田正治君

宮沢良一君

指田保雄君

小林菊三君

関 米吉君

塩野鉄之助君

以上、二十二名を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した諸君を昭和五十六年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

本日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 四時四十分まで休憩します。

午後四時二十九分 休憩

午後四時四十分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長として報告いたします。

(林田議会事務局長 報告)

一、昭和五十六年度福生市一般会計決算審査特別委員長、及び同副委員長の互選結果について(別添参照)

○議長（末次性男君） 以上で報告は終わります。

○議長（末次性男君） ただいま報告いたしましたとおり、特別委員会
の正・副委員長長の互選結果が参っております。

ここで、正・副委員長になられた方々からあいさつを願います。
まず 委員長 村野武男君。

（昭和五十六年度福生市一般会計決算審査特別委員長 村野武男君 登壇）
○昭和五十六年度福生市一般会計決算審査特別委員長（村野武男君） このたび
昭和五十六年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員長に選
任されました。

もとより、ふなれた者でございますが、皆様方の御協力を願ひまして、
よろしく願ひしたいと思います。（拍手）

○議長（末次性男君） 次に、副委員長 東田正治君。

（昭和五十六年度福生市一般会計決算審査特別副委員長 東田正治君 登壇）
○昭和五十六年度福生市一般会計決算審査特別副委員長（東田正治君） 一、二、三、あい

いさつと申し上げます。

ただいま設置されました昭和五十六年度福生市一般会計決算審査
特別委員会の副委員長を拝命いたしました。もとよりその器用ではな
いかもしれませんが、委員長を補佐して、誠心誠意務めてまいる所存でござい
ます。どうかよろしく願ひ申し上げます。

簡単ですが、あいさつにかえます。（拍手）

○議長（末次性男君） 以上であいさつは終わりました。

○議長（末次性男君） 日程第十五 議案第八十四号 昭和五十六年
度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（会計課長 持田 登壇）

○会計課長（持田 登壇） 御指名をいただきましたので、議案第八十四
号 昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計決算について
御説明申し上げます。

お手元にご覧いただけます。決算書の二二九ページをお開きいただきたいと思います。
います。それでは、歳入から御説明いたします。

歳入予算総額十一億五千五百三十三万四角に對しまして、収入済額は、十一億二千七百三十九万八千四百四角でございます。収入率は九七・六％となっております。

続きまして、歳入の内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一款、国民健康保険税、収入済額三億四千四百七十九万七千四百四角でございます。前年度に比較しまして二％の増収となっております。

次に、第二款、国庫支出金。収入済額五億七千五百六十八万七千九十七角でございます。前年度に比べて一・八％の増となっております。国

庫支出金のうち、国庫負担金は五億四千三百六十二万五千七百九十七角でございます。そのうち主な収入は、診療費に對する療養給付費負担金で五億一千四百七十九万二千四百四角でございます。同じく国庫補助金は三千二百五十九万五千四角で、主な収入は高額療養費補助金

二千三百三十四万二千四百四角でございます。

次に、第三款、都支出金。収入済額八千三百三十八万四千五百三十八角でございます。主な収入は、高額療養費補助金六千九百九十四万

八千五百七十九角、及び老人医療助成に伴う保険者負担増補助金一千八百四十四万五千六百六十四角でございます。

次に、第四款、財産収入。収入済額一千八百二十角、これは不用品の売り払い収入でございます。

次に、第五款、繰入金。収入済額三千五百万角、一般会計からの繰入金でございます。

次に、第六款、繰越金。収入済額七千九百九十九万一千七百二十五角、これは、前年度からの繰越金でございます。

次に、第七款、諸収入。収入済額八百五十四万二千四百八十四角。そのうち延滞金、加算金及び過料が百三十七万四千七百角。同じく預金利子五百六十二万八千三百十六角。同じく雑入百五十三万九千四百六十八角。この主な収入は、第三者行為による納付金百四十一万

三百二十五円でございます。

第一款から第七款までの収入清額合計は、十一億二千七百三十九万八千四百四円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続まして、歳出につきまして御説明いたします。 二三一 ページを

お聞きのいたしたいと思っております。

歳出予算総額十一億五千五百三十三万四円に對しまして、支出清額は、十一億一千九百八十八万四円で、予算執行率は九六・一％でございます。

次に、歳出の内容につきまして御説明申し上げます。

第一款 総務費。支出清額 四千六百四十五万一千四百四円。うち、

総務管理費四千五百五十三万九千三百九十四円。主な支出は、職員に對する人件費及び事務費でございます。 同様に徴税費九十一

万二千十四円、主な支出は、保険委員に對する報償金でございます。

次に、第二款 保険給付費。支出清額は十億五千四百九十九万二千五百三十三円でございます。 前年度に比しまして八・五％の増となっております。

おります。 保険給付費のうち、療養諸費九億四千七百八十七万四千

九百二十五円、主な支出は、療養給付費で九億二千九百三十六万六

千二百六十六円、給付件数八万八千三百四件でございます。 同様に高

額療養費八千六百七十二万六千三百二十八円、給付件数は千六百三十七

件分でございます。 同様に助産費一千五百八十八万四円、給付件数百九十九

件分でございます。 同様に葬祭費三百二十万四円、給付件数七件分で

ございます。 同様に育児諸費四十一万八千四円、育児手当金の支給

件数二百九件分でございます。

次に、第三款 保健施設費。支出清額八千五百四円、これは保養施設利用者に對する扶助でございます。 利用件数は二件分でございます。

次に、第四款 公債費はゼロでございます。

次に、第五款 諸支出金。支出清額九百四十四万六千七百三十四円、主な支出は、国庫支出金及び都支出金精算返還金七百三十二万五千六百六十一円でございます。

第七款、予備費はゼロでございます。

歳出の支出清額合計は十一億一千五百八十一円でございます。
よって、歳入歳出差引残額は、一千七百三十九万二千五百十六円と
なっております。

以上で歳入歳出の決算の内容につきまして御説明申し上げます。
大変雑駁な御説明でございますが、何とぞ慎重御審査を
いただきます。原案御認定くださいますようお願い申し上げます。
て説明にかえさせていただきます。

○議長（末次性男君） 引き続き、監査委員から監査結果の報
告を求めます。

（監査委員 貫井喜代次君 登壇）

○監査委員（貫井喜代次君） 御指名でございますので、昭和五十六
年度の福生市国民健康保険特別会計の決算審査について
御報告申し上げます。

詳しい内容につきましては、お手元に御配付の決算審査意見

書四二ページから四五ページのとおりでございます。……では補足的な
意見を若干述べさせていただきます。

当年度の決算は、一千七百三十九万三千円が収支差引残額で
ございますが、実質的な収支は、意見書四三ページのとおり、六
千六百五十二万円の不足額、いわゆる赤字が生じております。……この
穴埋めとして、繰入金などの収入で収支が保たれております現状でござい
まして、大変厳しい結果となっております。……これは、診療費、
あるいは受診率などが年々増高の傾向にあることから推察
されますが、今後この推移につきましては、財政運営上からも十分
留意を要するものと思っております。

一方、老人医療費につきましては、高齢化の進行により、お年
寄りの医療費も国民が公平に負担しようという考え方に立ち、
来年二月から一部負担が決定されております。……当市の国保事
業につきましては、一般会計からの繰入金に依存するということは、
諸般の事情から慎重に対処しなければならず、国保財政の強

化、市民の公平負担を回す意味から、被保険者にもそれ相応の負担を願うことが必要ではなからうかと考える次第でございます。御承知のように、国保事業は相互扶助の事業でありますので、機会あることに、この趣旨を被保険者に御理解していただく、なお一層の御協力を願って、国保事業が健全に運営推進していかれるよう、さらに格段の努力をいたしますよう要望し、簡単にございすが補足報告といたします。

○議長（末次性男君） 以上で、提案理由の説明、及び監査結果の報告は終わりました。

、れより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○八番（山崎繁三郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十四号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま山崎繁三郎君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十四号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十六、議案第八十五号、昭和五十六年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（会計課長 持田 要君 登壇）

○会計課長（持田 要君） 御指名をいただきましたので、議案第

八十五号 昭和五十六年度福生市福生都市計画事業福生土地区画
整理事業会計決算について御説明申し上げます。

決算書の二五一ページをお開きいただきたいと思います。まず

歳入から御説明いたします。

歳入予算総額九千百万一千円に對しまして、収入済額九千九十二
万一千四百二十六円で、収入率は九九・九％でございます。

次に、歳入の内容について御説明申し上げます。

第一款、都支出金、収入済額十萬八千円、これは土地区画整理
法第七十六条の許可事務委託金でございます。

次に、第二款、繰入金、収入済額七千五百万円、これは一般会計
からの繰入金でございます。

次に、第三款、繰越金、収入済額五百八十七萬七千三百五十四円、
これは前年度からの繰越金でございます。

次に第四款、諸収入、収入済額九百九十三萬六千七百二十二円、うち
預金利子は五十三萬二千四百二十三円、同じく雑入九百四十萬三千六百

四十九円、これは換地精算徴収金でございます。

第一款から第四款までの収入済額合計九千九十二萬一千四百二
十六円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。
続きまして歳出につきまして御説明いたします。

歳出予算総額九千百万一千円に對しまして、支出済額八千三十
四萬九百五十四円で、予算執行率は八八・三％でございます。

次に、歳出の内容につきまして御説明申し上げます。

第一款、統務費、支出済額二千四百九十七萬七千五百五十四円、
主な支出は職員に対する人件費でございます。

第二款、事業費、支出済額四千九百四十三萬九千五百二十二円で
主な支出は、新都市建設公社に対する業務委託料四千五百萬円
及び工作物等補償料四百二十七萬八千四百六十二円でございます。

第三款、諸支出金、支出済額九百四十一萬三千六百四十九円、こ
れは換地精算交付金でございます。